

2014年 5月30日

No.205

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

5月27日、前日に続き**又市議員**は、総務委員会で第4次分権一括法案の質疑に臨みました。

公共交通であるバス・タクシーと 過疎地の輸送、福祉輸送が競合しないように求める



又市議員は、法案に賛成しつつ、いくつかの点について政府の見解を求めました。具体的には、希望する市町村等に自家用有償旅客運送の事務・権限が移譲されるようになる自動車運送法の一部改正案を取り上げました。

又市議員は、①市町村への事務・権限の移譲によっても、自家用有償旅客運送が認められる範囲、つまり過疎地の輸送や福祉輸送がバス、タクシー事業によって提供されない場合に限って認めるという原則が変わらない点、②市町村が事務・権限を行使する際に、これまでの国と同じレベルで行えるように国としてしっかり指導・助言すべきこと、③自家用有償旅客運送を行う主体については、営利目的は許されず、安全な輸送体制、万が一の場合の補償が可能でなければならないこと、④旅客の範囲は、バス・タクシー業界と競合しない範囲でのみ拡大できること、⑤運営協議会のあり方については、公共交通、福祉、街づくり等が一体的に議論されることが大事であり、また「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会最終取りまとめ」ではローカルルールの見直しが提言されているが、地方から積み上げてきた合意を中央の目線から否定するのは不合理であること等々について、国交省に見解を求めました。

国交省大臣官房審議官は、大筋において**又市議員**の指摘に同意しました。しかし国が市町村に対し安全輸送体制の確立のために、指導・助言する点については、「地方自治法に基づく技術的な助言」という答弁にとどまりました。また実施主体については、営利目的を前提としないいわゆる「権利能力なき社団」について検討を行い、法的に認められる場合には、市町村が実施主体として認めるべきだとの提言が出されているので、それを踏まえて輸送の安全、旅客の利便が確保されるように努めるとの答弁がありました。さらにいわゆるローカルルールについては、法的に求められている以上の水準を設定しているような合理性が認められないものは、是正を求めるとの立場を明らかにしました。

今後の地方分権の方向性について大臣の見解を質す

又市議員は、地方分権の取組みの総括は、住民サービスがナショナルミニマムを前提として、市民参加の下で決定され、それを実現する財政力、行政能力が自治体に備わってきたのかという点から行われるべきだと述べ、大臣の見解と今後の地方分権改革の方向性について質しました。

これに対し**新藤総務大臣**は、地方分権改革は、個性を生かし、自立した地方をつくるのが目標であり、行政サービスについてもナショナルミニマムを前提として、分権を進めていくとの見解を表明しました。今後は、これまでに積み残してきた要望、まだ方針が確立していないものを取り組んでいき、手挙げ方式、提案募集についても実施し、法改正が必要なものは国会に提出していくと答弁しました。